

「建物・公共交通分野」における不利益取扱い等 (第5回会議での主な意見)

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 検討部会で、民間バス会社の乗車拒否の問題で障害者が運動をしたという事例の報告があった。地下鉄のエレベーターのボタンが高すぎて、車いすから届かなかったが、駅員に申し出て、ボタンを付けてもらったという事例の報告があった。
- ・ 府の議会棟の傍聴席に階段があつて車いすでは入れなかった。議会棟の問題だけではなく、学校、行政建物のバリアも改善することが必要。
- ・ 府の議会棟ではエレベーターを降りたら階段があり、車いすの人が2階に行けない。障害者が参加するという意識がない。
- ・ 車いすでバスに乗るとき危険な場合は運転手が運転席を離れてかまわないという話し合いを市バス側としたにもかかわらず、私が乗ろうとしたとき、運転手から「運転席から降りられない」と言われ、運転手とけんかして1時間ほどバスが止まった。他のお客さんは障害者がわがまま言っていると思ったと思うと、本当に悔しい。
- ・ それから十数年経って市バスの意識も大分変わり、乗りやすくなってきた。障害者の運動団体が、行政の意識、運転手の意識を変えてきたからできてきているもの。
- ・ 研修や相互理解がいろんな分野に必要。障害者の問題だけが特化されて、障害者の問題だけが通るような世の中はだめ。障害者も健常者もそれぞれがそれぞれの権利、それぞれの立場、それぞれの特徴をもって生きており、みんなが見守ることが重要。視覚障害関係でも京都市の交通局に研修の場を設けていただき非常に改善されてきた。強い発言だけでは一時は変わってもまた戻る。具体的に学習し、一緒に考えたらいい。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ バスに乗るときに筆談の準備はあつていいが、書くのは大変だし時間がかかってバスが遅れると他の方に迷惑をかける。聞こえない場合、文章どおりに書くことが難しい面もある。
- ・ 身体障害者のグループホーム、知的障害者のグループホームもあるが、まちづくり条例の中で全部一緒に考えてしまっている。知的障害者も高齢になると段差がない方がいいが、段差を解消しようとする、コストの問題もあり、グループホームが増えない。障害特性に合わせたものも必要ではないか。
- ・ 一昨日商店街に行ったが、喫茶店には階段があつて入れない、雰囲気の良いお店だと思つても段差がある。日常的に街の中を歩いているときに、車いすの人、聴覚障害の人、視覚障害の人が使えるかどうか、想像力を働かせて見てもらうことが、第一歩だと思う。
- ・ 医療関係の方の話で、病院の受付のサービスが行き届かない部分があるが、従業員にどこまでやらせることができるのか、非常に悩んでいた。コスト面や企業がもっている組織体の理念が変わらないと、難しい面がある。
- ・ 他の都道府県の条例を見ると、「正当な理由」ということが着地点ではないかと思う。「正当な理由」が逃げ道になるようではいけないが、少なくともそこのところは残してほしい。
- ・ 社会的なコストが実現のためにはいろんな面で関わるが、民間では求められてもできないものがある。国や行政が出せるのかというと、そこもなかなか難しいと思う。一人一人の気遣い、社会の当事者としてやる

ことは努力の余地があるが、インフラとして変えないとできないことは限界がある。そこも考えた上で条例の内容を決めないと、条例ができたが魂が入らないということになってはいけないうし、かえって障害のある方の立場を悪くする懸念もある。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 障害のある方の移動手段である公共交通機関は非常に重要なものと位置づけ、「歩く町京都」を推進する中で、様々な施策を行っている。交通局の職員に対する研修では各障害種別の団体の方に講演をいただいている。ハード面だけでなく、心のバリアフリーも条例に取り入れる必要がある。
- ・ 京都で「障害者ミシュラン」を作ってはどうか。障害のある方への対応、研修内容などを評価して、このお店は星いくつなどと掲示板や広報で掲げ、京都で商売をしようと思ったらその辺を配慮した店でないとやっていけないと思えるような文化を創っていったら。
- ・ 吉野の熊野古道を歩くイベントがあり、地元の社協や行政がボランティアで対応され、とてもいい思いをした。「障害者ミシュラン」のようなことを、是非京都でできたらよい。
- ・ 障害者が公共の場でのびのびと一般の方と一緒に生活が送れるというイメージは、それが京都の証明であるというふうになりたいと思う。

(制度の改善等に関する意見)

- ・ 鉄道運賃の減免や自動車の減免などについて、手帳をもらうときに説明があると助かるので、行政も勉強してほしい。
- ・ グループホームを作る際、地域の反対があったり、地域の同意が必要という変な仕組みになっている。施設から地域へと国も謳っているが、やはり地域が変わらないとだめ。グループホーム建設を住宅政策にきちっと盛り込むべき。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 駅舎を新しくする際に、車いす利用者がスムーズにホームまで行けるよう、身体障害者協議会として話を聞いてもらい、エレベーターの位置を使いやすくし、障害者が利用しやすい椅子を作ってもらった。そのような機会を設けることが重要。
- ・ 本町ではバリアフリー検討委員会という会議があり、障害のある方、高齢者や子育ての世代の方々に参加いただき、街の中の気になるところの意見を出して、予算に反映していくということをしている。
- ・ 障害の特性によって気になるところは違い、高齢者、子育て世代でも違う意見が出てくる。早急にできること、できないことはあるが、意見を出していただく機会を設けていくことが必要と思う。
- ・ 古い建物のバリアフリーは難しいかもしれないが、新しい建物を建てるときには、障害当事者の意見を聞いたり、障害当事者がチェックする仕組みが必要。できてから見学してみたら、点字が逆さまに張ってあるなどのミスがある。
- ・ 議論をする場というのはとても大事で、はじめて知ること、改めて感じるものがたくさんある。条例制定後も、条例検討会議のような場をどんどん発展させていきたい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 検討部会の中で、ハラスメントの問題を意識すべきという指摘があった。バスに乗るときに聴覚障害者が筆談をお願いしたら、嫌な顔をされたという話。結果的にはバスに乗れており、差別ではないが、言葉による嫌がらせ、ハラスメントをどう取り扱うか検討すべき。
- ・ アメリカ、イギリス、韓国などの差別禁止に関する法律ではハラスメントが入っているが、国の差別禁止部会の意見書、他の都道府県等の条例には入っていない。京都の条例では、新しくハラスメントを入れる議論をすべきではないか。また、権利性を条例の中で定めてほしい。
- ・ 今まであったことを振り返って反省し、障害を持った人たちがつらい悔しい思いをしてきたこと、障害をもっと人たちの生き様を健常者が意識しない限り、変わらないと思う。そこまで含めて問題に取り組むべき。